

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容	
1	岩見沢市	068-8790	岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢3階 岩見沢保健センター	健康福祉部 健康づくり推進課 健康づくりグループ	0126-25-5540	平成25年4月 (平成29年4月)	対象:北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けた者 年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降も同じ回数助成 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、採卵を伴う場合は限度額15万円、採卵を伴わない、治療を中止した場合は限度額7万5千円	
2	美唄市	072-0026	美唄市西3条南3丁目6番3号	保健福祉部 健康推進課	0126-62-1173	H29年4月	対象者:平成29年4月1日以降に開始された治療によって、北海道の特定不妊治療費助成事業の対象となった方。治療期間から申請時において美唄市に住所を有し、市税の滞納がない方であること。(他の市町村から同様の助成を受けた、または受ける見込みのある方は対象となりません。) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額は治療内容により15万円または7万5千円。	
3	南幌町	069-0235	空知郡南幌町中央3丁目4番26号	保健福祉課 健康子育てグループ	011-378-5888	平成30年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回※第2子以降も同じ回数助成 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、採卵を伴う場合は限度額15万円、採卵を伴わない、治療を中止した場合は限度額7万5千円	
4	栗山町	069-1512	夕張郡栗山町松風3丁目25番地	住民保健課健康推進グループ	0123-73-2256	平成22年4月 (平成28年4月)	対象条件:(1)北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に規定する対象者及び札幌市、旭川市並びに函館市における特定不妊治療の助成対象者のうち、町内に3カ月以上住所を有する者 (2)町税及び使用料等に滞納がない者 年齢制限・所得制限・回数制限:北海道特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円	
5	月形町	061-0511	樺戸郡月形町字月形1466番地1	保健福祉課保健係	0126-53-3155	平成30年4月1日	対象者:平成30年4月1日以降に開始された治療によって、北海道の特定不妊治療費助成事業の対象となった方。夫婦いずれも治療期間から申請時において月形町に住所を有し、町税の滞納がない方であること。(他の市町村から同様の助成を受けた、または受ける見込みのある方は対象となりません。) 限度額:対象治療費から道の助成金を差し引いた額とし、1回の治療につき15万円(初回治療のみ30万円)を限度に助成。	
6	芦別市	075-8711	芦別市北1条東1丁目3番地	市民福祉部 健康推進課 健康推進係	0124-22-2111	平成28年3月 (平成28年6月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満である者⇒43歳になるまでに通算6回 40歳以上43歳未満である者⇒43歳になるまでに通算3回 年数制限:無 限度額:治療に要した経費から道助成事業による助成金を控除した額1回の治療につき15万円(第1子に係る治療のうち初回に限り30万円)。ただし、治療を中断した場合は1回の治療につき7万5千円。	
7	赤平市	079-1192	赤平市泉町4丁目1番地	介護健康推進課	0125-32-5665	平成29年4月	対象:北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けた治療 限度額:1回の治療に要した費用から道の助成を控除した額を対象とし、1回の助成額の上限は15万円(採卵を伴わない治療等は1回の治療につき7万5千円、男性不妊治療は1回の治療につき15万円を上限) 助成期間:北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けている期間	
8	砂川市	073-0166	砂川市西6条北6丁目1-1	ふれあいセンター	0125-52-2000	平成27年3月 (平成28年7月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降も同様 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円、ただし、初回は30万円、又、採卵を伴わない場合等は75,000円。	
9	歌志内市	073-0492	歌志内市宇本町5番地	保健福祉課 保健予防グループ	0125-42-3213	平成30年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満である者⇒43歳になるまでに通算6回 40歳以上43歳未満である者⇒43歳になるまでに通算3回 年数制限:無 対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けた者で、申請日において1年以上歌志内市に住所を有し、市税を滞納していない者。 限度額:治療に要した経費から道助成事業による助成金を控除した額1回の治療につき15万円(初回に限り30万円)。ただし、治療を中断した場合は1回の治療につき7万5千円。男性不妊治療は1回の治療につき15万円を上限に助成。 交通費:1回の治療につき2万1千円を上限に助成。	
10	奈井江町	079-0313	空知郡奈井江町本町10区	健康ふれあい課 健康づくり係	0125-65-2131	平成28年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年数制限:無 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円(採卵を伴わない場合や治療を中止した場合は限度額7万5千円)	
11	上砂川町	073-0292	上砂川町字上砂川町40番地10	福祉課保健予防係	0125-62-2222	H29.4.1	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回※第2子以降も同様 限度額:なし	※産後2年以内に転出した者に返還命令あり
12	浦臼町	061-0600	樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の27	長寿福祉課保健指導係	0125-69-2100	H28.4.1	年齢制限・所得制限:制限無し 回数制限:6回 年数制限:制限無し 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額30万円	

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容
13	新十津川町	073-1103	樺戸郡新十津川町字中央307番地1	保健福祉課 健康推進グループ	0125-72-2000	平成20年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限・年数制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円
14	雨竜町	078-2692	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地	住民課保健担当	0125-77-2212	平成25年4月 (平成30年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回まで ※第2子以降に関する上記回数を超過する助成はなし 年数制限:なし 限度額:対外受精・顕微授精は、道の助成額を控除した額から30万円を上限に助成する。 その他は道の助成額を控除した額から10万円を上限に助成する。
15	深川市	074-8650	深川市2条17番3号	市民福祉部 健康福祉課	0164-26-2609	平成23年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 助成額:特定不妊治療に要した費用から北海道特定不妊治療費助成事業による助成金を差し引いた額の9割を15万円を限度に助成する。(治療によっては限度額7万5千円) 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降は通算助成回数をリセット
16	妹背牛町	079-0592	雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地	健康福祉課健康グループ	0164-32-2411	平成25年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降は、子どもごとに上記の回数を助成 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の9割、限度額15万円
17	秩父別町	078-2192	雨竜郡秩父別町4101番地	住民課保健指導グループ	0164-33-2111		年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40～43歳未満3回 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の9割、限度額15万円
18	北竜町	078-2512	雨竜郡北竜町字和11番地1	地域包括支援センター保健指導係	0164-34-2111	平成25年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限・回数制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の9割に相する額、限度額15万円
19	沼田町	078-2202	沼田町南一条3丁目6番53号	沼田町役場 保健福祉課 健康グループ	0164-35-2120	平成26年4月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40～43歳未満3回 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の9割、限度額15万円
20	石狩市	061-3216	石狩市花川北6条1丁目41-1	保健福祉部 保健推進課	0133-72-3124	平成28年4月	北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者が対象 年齢制限・所得制限・回数制限・年数制限・男性不妊:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円(採卵を伴わない治療や治療の中止等は2万5千円)
21	新篠津村	068-1125	石狩郡新篠津村第47線北13番地	住民課保健予防係	0126-57-2111	平成30年4月	年齢制限・所得制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ (第2子以降に関する助成及び男性不妊治療の助成要件含む) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円
22	千歳市	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地	保健福祉部 母子保健課母子保健係	0123-24-0771	平成27年4月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ (第2子以降に関する助成及び男性赴任治療の助成要件含む) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円
23	恵庭市	061-1442	恵庭市緑町2丁目1-1	保健福祉部 保健課	0123-25-5700	平成17年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 助成額:5万円まで 男性不妊治療:特定不妊治療に至る過程の一貫として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(採卵を伴わない治療を除く) 第2子以降の特定不妊治療:第2子以降の治療の対象となる子ども毎に初めて特定不妊治療の助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回(40歳以上であるときは通算3回)まで助成
24	北広島市	061-1192	北広島市中央4丁目2-1	保健福祉部 健康推進課	011-372-3311	平成28年4月	対象:北海道の特定不妊治療費助成を受けた方で、夫婦または妻が、治療期間および申請日に北広島市に住居を有すること 限度額:1回の治療につき5万円まで[凍結胚移植(採卵を伴わないもの)または採卵したが状態のよい卵が得られない等のために治療を中止したものについては、1回につき2万5千円まで] 対象者:(1)北海道の特定不妊治療費助成事業の交付を受けた者。 (2)夫婦ともに寿都町に住居を有すること。 (3)町税及び使用料等の滞納がないこと。 限度額:1回につき対象治療費から、北海道が補助した額の1/2の額。
25	寿都町	048-0406	寿都郡寿都町字渡島町140番地1	町民課健康づくり係	0136-62-2513	成24年4月(平成28年3)	対象者:①北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けた方②夫婦ともに黒松内町に住居を有する方③他市町村から同様の助成を受けた方、受ける見込みの方は除く 助成内容:対象治療費から道の助成額を控除した額(限度額10万円) 助成回数:北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に定められた回数
26	黒松内村	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内586番地1	保健福祉課 (保健福祉グループ)	0136-72-4285	平成29年4月	特定不妊治療に要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額の1/2以内とし、1回の治療につき75,000円(初回治療は150,000円)、治療区分CまたはFの場合は37,500円を限度とする。 対象者及び助成回数は北海道特定不妊治療費助成事業要綱に準ずる。
27	二セコ町	048-1595	虻田郡二セコ町字富士見47番地	保健福祉課 健康づくり係	0136-44-2121	平成29年4月	

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容	
28	真狩村	045-1631	虻田郡真狩村字真狩118番地	住民課保健係	0136-45-3612	平成30年4月1日	対象者：(1)法律上婚姻している夫婦 (2)妻の年齢が43歳未満 (3)村民税等の滞納がないこと (4)夫婦の所得が730万円未満 (5)医療各保険法の被保険者 (6)他市町村で不妊治療を受けていない、受ける見込みのない者 (7)北海道不妊治療助成事業の交付を受けた者 (8)真狩村に居住している夫婦 年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 限度額：治療に要した医療費の本人負担額の合計(道助成事業により受け取ることが可能な金額を控除した額とする。)に対して、採卵を伴う治療1回につき15万円、以前に凍結した胚を用いるなどの採卵を伴わない治療、状態が特定不妊治療に要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額の1/2以内とし、1回の治療につき75,000円(治療区分C又はFの場合は37,500円)を限度とする。(対象者及び回数は北海道要綱に準ずる)	
29	京極町	044-0101	虻田郡京極町字京極527番地	健康推進課	0136-42-2111	平成27年4月	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限：通算5年まで 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 治療に要した医療費の本人負担額の合計(道助成事業により受け取ることが可能な金額を控除した額とする。)に対して、採卵を伴う治療は1回につき15万円、以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は1回につき7万5千円のいずれか少ない方の額とする。	
30	古平町	046-0121	古平郡古平町大字浜町644番地 元氣プラザ内	保健福祉課 保健医療係	0135-42-2182	平成28年4月	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限：通算5年まで 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 治療に要した医療費の本人負担額の合計(道助成事業により受け取ることが可能な金額を控除した額とする。)に対して、採卵を伴う治療は1回につき15万円、以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は1回につき7万5千円のいずれか少ない方の額とする。	
31	仁木町	048-2492	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	ほけん課保健係	0135-32-2514	平成28年4月1日 (平成29年4月1日)	年齢制限・所得制限：なし 回数制限：通算6回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年数制限：なし 限度額：道の助成対象者については、道の助成規定に基づいた対象治療費から道の助成額を控除した額、初回に限り150,000円、2回目以降は1回につき75,000円又は37,500円を限度 道の対象とならない者については、初回の治療に限り300,000円、2回目以降は1回につき150,000円又は75,000円	
32	共和町	岩内 048-2202	岩内郡共和町南幌似38番地2	保健福祉課健康推進係	0135-73-2011	平成29年4月	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降も上記回数と同様に助成 限度額：1回当たり道事業により助成を受けた額の2分の1以内の額又は、対象治療費から道の助成額を控除した額のいずれか低い方の額。 初回15万円、2回目以降7万5千円を限度とする。また、特定不妊治療に至る過程の一環として、男性不妊治療を行った場合は、1回につき7万5千円を限度とする。	
33	室蘭市	050-0083	室蘭市東町4丁目20-6	保健福祉部 健康推進課	0143-45-6610	平成27年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円 交付対象者：次の要件に全て該当する人 ①「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成の決定を受けた人 ②夫婦のどちらかが室蘭市に住所がある人 ③夫婦どちらも市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない人 ④他の市町村で同じ治療に対し助成をうけていない人	男性不妊治療の助成有 限度額5万円
34	登別市	室蘭 059-0016	登別市片倉町6丁目9番地1 登別市総合福祉センターしんた21	保健福祉部 健康推進グループ	0143-85-0100	平成29年4月	年齢制限・所得制限・回数制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 交付対象者：次のいずれにも該当する人 ・道の助成金の交付決定を受けた人 ・夫婦のいずれかが、特定不妊治療の終了の日から登別市に申請するまでの間において登別市に住民登録を有する人 ・登別市に申請した日において、夫婦のいずれも登別市の市税の滞納がないこと	男性不妊治療の助成有 限度額10万円
35	豊浦町	〒049-5411	北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1	総合保健福祉施設 保健センター	0142-83-2408	平成24年4月 (平成29年2月)	年齢制限・所得制限・回数制限・年数制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額：なし(対象治療費から道の助成額を控除した額)	
36	洞爺湖町	049-5604	洞爺湖町栄町63-1	健康福祉センター	0142-76-4006	平成20年4月	年齢制限：なし 所得制限：なし 回数制限：年3回まで 年数制限：通算5年まで 限度額：限度額5万円	
37	苫小牧市	053-8722	苫小牧市旭町4丁目5番6号	健康こども部 健康支援課	0144-32-6407	平成27年4月 (平成30年4月)	要件：実際に特定不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、下記5つのすべての要件に該当する者。 1.夫婦のいずれかが、治療終了時及び交付の申請時において市に住所を有していること。 2.法律上の婚姻をしていること。 3.北海道並びに北海道内の政令市及び中核市の特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けている者。 4.夫婦にかかる市税等に滞納がないこと。 5.同一の治療に関して、他の市町村から同等の助成を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。 回数制限：妻の年齢が40歳未満6回、40歳以上3回、(第2子以降も同様) 限度額：対象治療費からの道の助成額を控除した額、限度額5万円。 ※男性不妊治療も同様	※道の事業への 上乘せ事業

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容	
38	白老町	苦小牧	059-0904 白老町東町4丁目6-7	健康福祉課 健康推進G	0144-82-5541	平成28年4月	年齢制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 所得制限:なし 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円 ※ 女性不妊治療のみ実施	
39	厚真町		059-1692 厚真町京町165番地1	町民福祉課 健康推進グループ	0145-26-7871	平成29年4月1日	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:採卵を伴う治療は対象治療費から道の助成額を控除した全額 採卵を伴わない治療は治療1回につき上限額7万5000円	
40	安平町		059-1931 安平町追分中央1番地40	健康福祉課 健康推進グループ	0145-25-2425	平成18年3月 (平成28年4月)	年齢制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 所得制限:なし 回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額30万円	男性不妊治療費助成もあり。内容は道に順ずるが所得制限はなし。限度額は対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円
41	むかわ町		054-8660 むかわ町美幸2丁目88番地 054-0211 むかわ町穂別81番地	健康福祉課 保健介護G 地域振興課健康G	0145-42-2415 0145-45-3326	平成26年7月	第1子・第2子を対象とした特定不妊治療(対外受精、顕微受精) 年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 限度額:30万円/回(道の助成をうけている場合は道の助成額を控除した額) 回数制限:通算10回	29年7月 改正予定
42	浦河町	浦河	057-8511 浦河町築地1丁目3番1号	保健福祉課 健康推進係	0146-26-9004	平成26年4月	年齢制限・所得制限:なし 回数制限:10回まで 年数制限:なし(※治療終了後6か月以内に申請) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額7万5千円(初回のみ15万円) 男性不妊治療費:1回につき7万5千円(※特定不妊治療申請が条件)	
43	様似町		058-0014 様似町大通2丁目98番地の2	保健福祉課 健康推進係	0146-36-5511	平成27年4月 (平成28年4月)	体外受精・顕微受精 年齢制限・所得制限:なし 回数制限:通算6回を超えない範囲 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円	
44	えりも町		058-0292 幌泉郡えりも町字本町206	保健福祉課保健予防係	01466-2-4630	平成27年4月	胎外受精・顕微授精が対象 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:通算6回まで 限度額:道の助成事業該当の場合は道の助成額を控除した額とし上限15万円(所得730万円以上は上限7.5万円)	
45	日高町	静内	059-2192 沙流郡日高町門別本町210-1	健康増進課	01456-2-6571	平成25年4月 (平成28年4月)	対象:北海道特定不妊治療費助成事業の助成が決定された者で、夫婦どちらかが町内に住所を有し、町税等の滞納がない者。 年齢・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円	
46	平取町		055-0195 平取町本町35-1	保健福祉課 保健推進係	01457-4-6112	平成29年4月	年齢制限・所得制限:なし 回数制限:なし 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回10万円、通算100万円限度	
47	新冠町		059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地の2	保健福祉課保健福祉グループ健康推進係	0146-47-2113	平成25年7月 (平成28年4月)	年齢・所得制限:なし 回数・年数制限:なし 助成額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回あたり15万円限度 通算150万円限度	特定不妊治療の過程で男性不妊治療手術を行った場合はその費用についても、対象経費とす
48	新ひだか町		056-0004 日高郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号	健康生活部健康推進課	0146-42-1287	平成25年4月	年齢制限:なし 所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限・年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額で、1回の治療につき5万円もしくは10万円を限度とする(治療内容によって金額が変わります)。また、同一夫婦につき、通算して100万円を限度とする。	
49	北斗市	渡島	049-0192 北斗市中央1-3-10	子ども・子育て支援課	0138-73-3111	平成28年4月	年齢制限・所得制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満5回(2回目の申請から適応)、40歳以上3回 治療に要した医療費の自己負担額(北海道の助成金を控除した額)に対して1回の治療につき20万円までとし、通算5年間で10回まで助成。	
50	鹿部町		041-1498 茅部郡鹿部町字宮浜299番地	保健福祉課	01372-7-5291	平成27年4月 (改正なし)	年齢制限:43歳未満 回数制限:通算10回まで 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円	
51	森町		049-2393 茅部郡森町字御幸町144番地1	保健福祉課国保係	01374-7-1085	平成28年4月	内容:主に自費診療分の治療 対象:①法律上婚姻②治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満③申請時夫婦とも1年以上町内に住所を有する④税滞納がない 助成金額・回数:1回15万円上限(道助成該当者は1回の治療に要した費用から道の助成金を控除した額)、通算6回(道助成該当者は5回)	
52	せたな町	049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1	保健福祉課保健推進係	0137-84-5984	平成28年6月			

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容	
53	今金町	049-4308	瀬棚郡今金町字今金17-2	今金町保健福祉課健康づくりグループ	0137-82-2780	平成28年4月	対象:法律上の夫婦である。夫婦ともに今金町に1年以上住民票がある。妻の年齢が治療開始日に43歳未満である。税金の滞納がない。過去に他の市町村で同様の助成をうけていない。北海道特定不妊治療助成事業を申請した方(特定不妊治療は道助成事業対象者はそちらが優先) 助成内容:治療に要した医療費の自己負担額(北海道特定不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額とする)に対して、1回の治療につき15万円まで助成し、1人あたり6回を超えないものとする。但し、北海道特定不妊治療費助成事業該当者においては、2回目意向を助成対象とし、1人あたり上限5回を超えないものとする。	回数制限:北海道特定不妊治療助成事業該当者は、2回目以降を助成対象とし、上限5回。非該当者は、上限6回とする。
54	上ノ国町	049-0698	檜山郡上ノ国町字大留96上ノ国町高齢者等健康づくり総合交流センター	保健福祉課健康支援グループ	0139-55-4460	平成26年7月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数・年数制限:1年度目は年3回、2年度目以降は年2回を限度に通算5年間助成。ただし、通算10回まで。 限度額:対象治療費から道の助成額を差し引いた額の1/2以内とし、限度額15万円。	
55	厚沢部町	043-1113	檜山郡厚沢部町新町181-6厚沢部町保健福祉センター	保健福祉課健康増進係	0139-64-3319	平成28年5月	特定不妊治療に要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額に対し、20万円を上限に助成。男性不妊治療についても、要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額に対し、15万円を上限に助成。対象者、対象となる治療は北海道に準ずるが、対象となる治療の開始日が平成28年4月1日以降に限る。	
56	鷹栖町	071-1201	上川郡鷹栖町南1条3丁目2-1	健康福祉課保健推進係	0166-87-2112	平成27年4月(平成28年4月)	年齢制限:43歳未満 回数制限:6回まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円	男性不妊治療:対象治療費から道の助成額を控除した額で1回の治療につき上限15万円
57	東神楽町	071-0592	上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	健康ふくし課	0166-83-5431	平成29年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:治療開始初日の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40~43歳未満の場合は通算3回(年度内)。 ※第2子以降は、新たに上記の治療を受けることができる。 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、上限15万円	男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき15万円まで
58	当麻町	078-1393	上川郡当麻町3条東2丁目1-1	健康課健康推進係	0166-84-2111	平成29年4月	保険適用外治療に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:730万円未満 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降の治療についても子ども毎に上記回数を助成 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回の治療につき15万円を上限	男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき15万円まで
59	比布町	078-0343	上川郡比布町中町1丁目1番4号	保健福祉課 保健係	0166-85-2555	平成24年4月	第1子または第2子を対象とする不妊治療を受けた場合に助成 年齢制限:治療開始年齢が40歳未満の場合、43歳になるまでに通算6回、治療開始年齢が40歳以上43歳未満の場合、43歳になるまでに通算3回 所得制限:なし 助成額・助成回数:1回の治療につき15万円を上限に助成。ただし北海道特定不妊治療助成事業による助成の該当者は、道の助成金額を差し引いた額のうち15万円を上限に助成	
60	愛別町	078-1492	上川郡愛別町字本町179番地	保健福祉課	01658-6-5111	平成26年4月(平成28年4月)	年齢制限:無 助成内容:1回の治療につき15万円まで、通算10回5年間 ※道の助成を受ける場合は、その助成金を差し引いた額 ※第2子以降の場合も同様に、1回の治療につき15万円まで、通算10回5年間助成する	1回の治療につき15万円まで、通算10回5年間助成する。
61	上川町	078-1753	上川郡上川町南町180番地	保健福祉課健康増進グループ	01658-2-4054	平成28年4月	【対象者】 1.不妊治療が行われた日及び助成金の交付申請を行う日に、夫婦いずれかが上川町に住所を有する者 2.不妊治療が行われた日において、妻の年齢が43歳に達していない者 3.助成金の交付申請を行う日において、夫婦ともに町税等の滞納がないもの 4.医療保険各法の規定に基づく被保険者もしくは被扶養者であること 5.他の市町村から不妊治療の助成を受けていない者 【助成額、回数】 1回の治療につき15万円を上限に助成。助成回数は治療開始時の妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満である時は通算3回までとする。特定不妊治療のうち、男性不妊治療は上記のほか1回15万円を上限に助成。ただし、『北海道特定不妊治療費助成事業』の助成対象者は、助成金を差し引いた額のうち15万円を上限に助成。	
62	東川町	071-1492	東川町東町1丁目16番1号	保健福祉課保健指導室	0166-82-2111	平成23年7月(平成30年4月)	助成対象となる子の人数:第1子まで 居住要件:住民基本台帳登録後6ヶ月を経過した夫婦 年齢要件:治療開始時点の妻の年齢が43歳未満の夫婦 年数制限:5年間又は通算6回まで(北海道特定不妊治療助成を控除した分)を助成。 限度額:なし	
63	美瑛町	071-0202	美瑛町南町1丁目2番43号	美瑛町保健センター	0166-92-7000	平成28年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円(一部7万5千円)	

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容
64	士別市	095-0048	士別市東11条5丁目	保健福祉センター	0165-22-2400	平成30年4月	【対象者】 ・平成30年4月1日以降に北海道特定不妊治療費助成を受けている方 ・夫婦のいずれかが、助成申請時に士別市に住所を有している方 ・夫婦のいずれも市税を滞納していない方 ・助成を受けようとする治療について、他の市区町村から同様の助成を受けておらず、今後も受ける見込みのない方 【助成額・内容】 ・1回の治療につき25万円を上限とする。ただし採卵を伴わない治療や治療を途中で中止した場合は、1回の治療につき7万5千円を上限とする。 ・道の助成対象経費と認定した費用から、道の助成金を差し引いた自己負担分の2分の1を助成する。
65	名寄市	096-0032	名寄市西2条北5丁目	健康福祉部 保健センター	01654-2-1486	平成29年4月	対象者等：北海道特定不妊治療費助成を受けた者で、夫婦又は夫婦のいずれかが名寄市に住民登録を有し、夫婦が市税を滞納していない者。 回数制限：40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回 ※第2子以降は、治療対象となる子ども毎に規定回数を助成する。 限度額：対象医療費の自己負担額から道の助成額を控除した額、限度額1回15万円または7万5千円
66	和寒町	098-0132	上川郡和寒町西町111番地	和寒町保健課保健係	0165-32-2000	平成28年4月	年齢制限：43歳未満 所得制限：730万円未満 対象：「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成を受け、それを上回る費用分1回20万円まで 回数制限：①40歳未満 一般不妊治療とあわせて、通算10回まで ②40～43歳未満 " "、通算6回まで
67	剣淵町	098-0338	上川郡剣淵町仲町28番1号	健康福祉課 保健グループ	0165-34-3955	平成29年4月	年齢制限：道と同じ 所得制限：なし 回数制限：道と同じ 年数制限：なし 限度額：15万円、道の助成事業対象者は助成額を控除した額のうち15万円が上限 助成対象：①夫婦いずれも町内に住所を有している方 ②法律上の婚姻をしている方 ③北海道が指定した医療機関で治療した方 ④夫婦いずれも町税及び使用料等の滞納のない方
68	下川町	098-1206	上川郡下川町幸町40番地	保健福祉課 保健・介護グループ	01655-4-3356	平成25年4月	1回あたりの治療費用から、北海道特定不妊治療費助成事業の助成金額を減じた自己負担額の2分の1を助成 助成期間：治療が終了した日の属する年度を1年目として通算5か年度 年齢制限：北海道特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：なし 助成要件：①夫婦共に町内に住所を有していること ②法律上の婚姻をしていること ③前年度分の町税及び使用料等の滞納がないこと ④夫婦前年所得（合計額）が730万円未満であること ⑤北海道特定不妊治療費助成事業の対象となっていること ⑥北海道特定不妊治療費助成事業の指定医療機関で治療すること
69	美深町	098-2252	中川郡美深町西町18番地	保健福祉課保健福祉グループ	01656-2-1685	平成23年6月 (平成25年4月)	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：毎年度通算5年まで 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円
70	音威子府村	098-2501	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	住民課・保健福祉室	01656-9-3050	平成30年4月	1回あたりの治療費用から、北海道特定不妊治療費助成事業の助成金額を減じた自己負担額(上限15万円)を助成 助成要件：①夫婦共に音威子府村住民基本台帳に記載されていること ②法律上の婚姻をしていること ③村税及び使用料等の滞納がないこと ④夫婦ともに公的医療保険に加入していること
71	中川町	098-2802	中川町字中川337番地	住民課幸福推進室	01656-7-2813	平成30年4月	北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者 年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回まで 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円
72	富良野市	富良野	076-0018 富良野市弥生町1番3号	保健医療課健康推進係	0167-39-2200	平成28年4月	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円。ただし、採卵を伴わない治療や状態が良い卵子が得られない等で治療を中断した場合は、7万5千円を上限。
73	留萌市	留萌	077-0023 留萌市五十嵐町1丁目1番10号	市民健康部 保健医療課保健医療係	0164-49-6050	平成28年4月	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年数制限：なし 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 ※北海道の助成額に上乗せ助成
74	増毛町	留萌	077-0292 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地	福祉厚生課保健指導係	0164-53-3111	平成29年4月	対象者：北海道の特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けた者 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円
75	小平町	留萌	078-3392 留萌郡小平町字小平町216番地	保健福祉課健康づくり係	0164-56-2111	平成29年5月10日施行 平成29年4月1日適用	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円/回

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容		
76	苫前町	留萌	078-3792	苫前郡苫前町旭37番地の1	保健福祉課けんこう係	0164-64-2215	平成27年7月 (平成29年5月)	保険適用とならない体外受精及び顕微授精による治療 (卵胞が発育しない等の理由により卵子採取以前に中止した場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。～北海道助成事業と同じ) 住所要件:夫婦のいずれかが苫前町内に1年以上住所を有する者 年齢制限:婚姻している夫婦で、妻の年齢が43歳未満(北海道助成事業同様) 所得制限:730万円未満、かつ、世帯の町税その他町の収入金の滞納がない 回数制限及び年数制限:北海道助成事業と同じ (北海道から同様の給付の決定を受けた者又は受ける見込みの者) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、上限20万円	
77	天塩町	留萌	098-3398	天塩郡天塩町新栄通8丁目	福祉課ふれあい係	01632-2-1728	平成28年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし その他の制限:夫婦ともに1年以上天塩町に住居登録があること 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円	男性不妊治療も道と同様に実施。 1回の治療につき10万円を限度。
78	稚内市		097-0022	稚内市中央4丁目16番2号	生活福祉部健康づくり課	0162-23-4000	平成18年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:なし 回数制限:6回 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の1/2 限度額10万円	
79	浜頓別町		098-5792	枝幸郡浜頓別町中央南1番地	保健福祉課保健係	01634-2-2551	平成28年4月	年齢制限・回数制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 所得制限:730万円未満、町税及び使用料等の滞納がない者	
80	中頓別町		098-5551	枝幸郡中頓別町字中頓別175	保健福祉課保健福祉グループ	01634-6-1995	平成27年4月 (平成30年4月)	対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者 助成額:治療に要した医療費の自己負担額(北海道の助成事業で助成される額を控除した額)とし、1回につき15万円を上限とする。	
81	枝幸町		098-5892	枝幸町本町916番地	保健福祉課保健予防グループ	0163-62-4658	H28年4月	条件:北海道特定不妊治療費助成事業の助成を受けていること 限度額:1回につき15万円(採卵を伴わない場合、中止した場合は7万5千円)	
82	豊富町		098-4121	天塩郡豊富町東1条6丁目	保健推進課保健予防係	0162-82-3761	平成29年4月1日	・年齢制限:道の特定不妊治療費助成事業と同じ ・所得制限:なし(ただし町税および使用料に滞納のない者) ・回数制限:道の特定不妊治療費助成事業と同じ ・限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、上限15万円	
83	礼文町	稚内	097-1201	礼文町大字香深村字トンナイ	町民課	0163-86-1001	平成26年4月	年齢・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:道の助成回数を超えた分 年数制限:なし 限度額:1回の治療につき、交通費・助成費を含め30万まで	
84	利尻町		097-0401	利尻郡利尻町沓形字緑町14-1	くらし支援課 保健指導係	0163-84-2345	平成26年4月 (平成29年4月)	北海道特定不妊治療費助成事業による助成金を控除した額 年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:初回40歳未満6回、初回40歳以上3回 年数制限:制限なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額 1回の治療につき15万円、道要綱のCおよびFの治療については7万5千円を上限とする。初回の治療に限り30万円を上限とする。 精子を精巣または精巣上体から採取するための手術では1回15万円まで助成する。	
85	利尻富士町		097-0101	利尻富士町鷺泊字栄町117	総合保健福祉センター すこやか保健係	0163-82-2320	平成26年4月 (平成29年4月)	年齢制限:43歳未満 回数制限:40歳未満は通算6回、40歳～43歳未満は通算3回、年間助成回数及び通算助成期間の制限なし 限度額:1回30万円限度 交通費:往復交通費の2/3(フェリー運賃は全額) 宿泊費:治療1回につき3泊を限度とし、1泊9,000円上限	
86	幌延町		098-3223	幌延町字幌延102番地	保健福祉課保健センター	01632-5-1790	H29.4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳～43歳未満3回 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円	
87	網走市		093-073	網走市北3条西4丁目1番	健康福祉部健康推進課 (網走市保健センター)	0152-43-8450	平成17年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 年数制限:無 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円	
88	斜里町		099-4117	斜里郡斜里町青葉町40番地2	民生部保健福祉課保健推進係	0152-22-2500	平成28年4月 (平成30年4月)	年齢制限・所得制限:無 回数制限:無 年数制限:無 限度額:限度額5万円、道の助成を受けている場合は対象治療費から道の助成額を控除した額で限度額5万円	
89	清里町	網走	099-4405	斜里郡清里町羽衣町35番地	保健福祉課保健グループ	0152-25-3850	平成28年4月	年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 回数制限:年度内2回 年数制限:通算2年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額 限度額15万円(所得730万円未満) 限度額7万5千円(所得730万円以上)	

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容	
90	小清水町	099-3698	斜里郡小清水町元町2丁目1番1号	保健福祉課 健康推進係	0152-62-4480	平成25年4月 (改正なし)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:1年度目3回、2年度目以降2回(ただし、通算10回を超えない) 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成を控除した額 限度額5万円 ※道の助成を受けていること	
91	大空町	099-2392	網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号(大空町役場)	福祉課	0152-74-2111	平成23年9月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限:なし 回数制限:1年度目3回、2年度目以降2回 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成を控除した額、限度額7万5千円 ※道助成の対象とならない特定不妊治療に係る助成金の限度額10万円	
		099-3293	網走郡大空町東藻琴360番地の1(東藻琴総合支所)	東藻琴総合支所 住民福祉課	0152-66-2131			
92	北見市	090-0046	北見市北6条西2丁目 保健センター	北見市保健福祉部 健康推進課	0157-23-8101	平成23年4月 (平成28年4月)	・対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による決定を受けた夫婦で治療終了時または申請時において夫婦のいずれかが北見市に住所を有していること ・年齢制限・所得制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ ・助成限度額は1回の治療につき5万円まで(初回治療に限り10万円)。男性不妊治療は1回の治療に5万円。	
93	美幌町	092-8650	網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地	民生部保健福祉グループ 母子保健担当	0172-73-1111	平成30年4月1日	対象:『北海道特定不妊治療費助成事業』の決定を受けている方 内容:道の助成金を差し引いた金額に対し、1回につき15万円を上限に助成 (男性の治療費も道の対象となっている場合も同様) *詳しくは美幌町ホームページをご覧ください。	回数・年齢制限は道と同じです。
94	津別町	092-0292	網走郡津別町字幸町41番地	保健福祉課 健康医療グループ 健康推進担当	0152-76-2151	平成28年4月	年齢制限・所得制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円(治療	
95	訓子府町	099-1498	常呂郡訓子府町東町398番地 総合福祉センターうらら	訓子府町福祉保健課 健康増進係	0157-47-5555	平成26年4月 (平成28年4月)	*対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による決定を受けた方で訓子府町に住所のある方 *助成限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円(ただし治療区分C、Fについては7万5千円) *年齢制限・所得制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ	
96	置戸町	099-1115	常呂郡置戸町字置戸246番地の3	地域福祉センター健康推進係	0157-52-3333	平成29年4月1日	年齢制限・所得制限・回数制限・第2子以降の助成:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 夫婦どちらかが置戸町に居住していること、町税等の滞納がないこと 助成額:対象治療費から道の助成額を控除した額を1回につき、限度額15万円(ただし、治療区分C又はFについては、75千円)。男性不妊治療についても、道の助成額を控除した額を1回につき、限度額15万円	
97	紋別市	094-0005	紋別市幸町6丁目28-1	保健福祉部健康推進課	0158-24-3355	平成20年4月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円	
98	佐呂間町	093-0592	佐呂間町字永代町3番地の1	保健福祉課	01587-2-1212	平成27年7月 (平成28年4月)	(対象者要件) ・法律上の婚姻をしている者 ・夫婦とも佐呂間町に居住し、1年以上住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者 ・夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である者 ・夫婦とも町税等を滞納していない者 ・北海道知事が指定した医療機関で治療すること (※男性不妊治療のみを行った場合は助成対象外) (助成額等) ・回数・期間については北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ ・助成額は1回15万円を限度とし全額助成(ただし、食事療養費、入院に伴う差額室料及び文書料等は助成対象外) (助成申請) ・助成申請は1回の治療終了ごとに治療終了後1年以内に町長に申請する	
99	湧別町	099-6404	紋別郡湧別町栄町112番地の1	保健福祉課健康推進係	01586-5-3765	平成28年4月	保険適用治療とならない体外受精及び顕微授精 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回の治療につき上限15万円	
100	滝上町	099-5692	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地	保健福祉課健康推進係	0158-29-2111	平成28年4月	医療保険適用外となる不妊治療及びそれに付随する検査に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:無 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:無 限度額:採卵を伴う場合15万円、採卵を伴わない場合7.5万円 特定不妊治療に伴い夫が精巣又は精巣上体から精子の摘出手術を受けた場合には1回につき15万円	北海道特定不妊治療費助成事業の助成対象に該当する場合は、助成の支給決定を受けていることが条件
101	西興部村	098-1501	紋別郡西興部村字西興部100番地	住民課 保健係	0158-87-2114	平成30年4月	医療保険適用外となる不妊治療及びそれに付随する検査に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:無(ただし、公共料金を滞納していない者) 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:無 限度額:採卵を伴う場合15万円、採卵を伴わない場合7.5万円	北海道特定不妊治療費助成事業の助成対象に該当する場合は、助成の支給決定を受けていることが条件



## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容
102	帯広市	080-0808	帯広市東8条南13丁目1保健福祉センター内	子ども未来部子育て支援課 おやこ健康係	0155-25-9722	H18.8～(H29改正あり)	43歳未満:道に準じている 43歳以上:単独助成あり(1回の治療につき、上限7万5千円を助成)
103	音更町	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5番地	音更町保健福祉部保健課(保健センター)	0155-42-2712	H16年4月(平成28年4月)	年齢・回数・所得制限などは北海道の特定不妊治療費助成事業に準じる 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額7万5千円
104	士幌町	080-1214	河東郡士幌町字士幌西2線167番地	保健福祉課健康介護グループ	01564-5-2108	平成16年4月1日(平成28年4月1日)	北海道の助成対象者に準じる。(上限10万円治療内容によって上限5万円。男性不妊治療費上限10万円)
105	上士幌町	080-1408	上士幌町字上士幌東3線236番地	保健福祉課健康増進担当	01564-2-4128	H28.3.18	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関しても上記回数を超える助成はなし 年数制限:無(道の要綱に準じる) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円
106	鹿追町	081-0292	河東郡鹿追町東町4丁目2番地1	福祉課 食育健康推進係	0156-66-1311	平成17年4月(平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:1年度目 年3回、2年度目以降 年2回 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円
107	新得町	081-0013	上川郡新得町3条南3丁目	保健福祉課健康推進係	0156-64-0533	H23年度(H29)	●助成対象者:次の要件すべてにあてはまる方(1)特定不妊治療が行われた日及び特定不妊治療助成の申請を行う日に妻が、町内に住所を有している方。ただし同一の治療に対して、他の市町村から同種の給付を受けた方、または受ける予定の方は対象外となります。(2)北海道が指定した医療機関で特定不妊治療を受けた方(3)特定不妊治療助成の申請を行う日に、夫婦ともに町税を完納している方 ●助成金額等:特定不妊治療1回につき20万円を限度とします。(夫婦の所得が730万円以上の場合は10万円を限度)ただし北海道が助成金額を引いた残りを対象の治療費とします。
108	清水町	089-0111	上川郡清水町南3条2丁目1番地	保健福祉課健康推進係	0156-67-7320	平成17年4月(平成28年4月)	1回あたりの治療費用から、北海道特定不妊治療費助成事業の助成金額を減じた額に対して、30万円を限度に助成します。男性不妊治療も同様に助成します。 年齢制限:北海道特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:なし 助成要件:①夫婦共に町内に住所を有していること ②北海道特定不妊治療費助成事業の対象となっていること
109	芽室町	082-0014	河西郡芽室町東4条4丁目	子育て支援課子育て支援係	0155-62-9733	平成16年10月(平成29年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回目30万円、2回目以降15万円
110	中札内村	089-1332	中札内村西2条南2丁目2番地	福祉課保健グループ	0155-67-2321	平成18年2月17日(平成29年4月1日)	1回の治療にかかった費用の内、150,000円以内(採卵を伴う治療)または75,000円以内(以前に凍結した胚を移植する治療など)を助成
111	更別村	089-1531	河西郡更別村字更別190番地1	更別村子育て応援課母子保健係	0155-53-3700	平成19年度4月	年齢制限・所得制限:妻の年齢が43歳未満 回数制限:妻の治療開始年齢が40歳未満の場合は年間回数・助成期間制限なし。40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで。 限度額:20万円/回を上限とし(以前に胚を用いるなどのため治療を中止した場合は10万円/回を上限)、かつ1回の治療に要した費用から道の助成金を控除した額。 特定不妊治療の一環として行われる「男性不妊治療」をあわせて行った場合、1回の治療につき治療費の1/2、20万円を上限として助成。
112	大樹町	089-2145	広尾郡大樹町暁町8番地1	保健福祉課健康係	01558-6-2100	平成16年9月(平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業に準ずる。 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額で1回につき7万5千円まで助成する。初回の治療に限り15万円まで助成する。
113	広尾町	089-2622	広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地	保健福祉課健康管理センター	01558-2-5122	平成17年1月(平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:①平成26年度以降に新規申請者した者～治療初日に妻の年齢が40歳未満6回、年回助成回数及び通算助成期間制限なし。通算回数は6回まで。②平成27年度末までの新規申請者～治療初日に妻の年齢が40歳以上の場合は、1年目、2年目2回まで助成。③平成28年度以降の新規申請者～治療初日に妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合には、通算助成回数は3回まで。 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円
114	幕別町	089-0692	中川郡幕別町本町130-1	住民福祉部保健課	0155-54-3811	平成18年4月(平成29年4月)	北海道特定不妊治療費助成事業に定められた治療に要した自己負担金分 年齢制限:治療開始日時点で妻の年齢が43歳未満の者 所得制限:なし 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円(町税の滞納がある者を除く)

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容
115	池田町	083-0023	中川郡池田町字西3条5丁目	保健福祉課保健推進係	015-572-2100	平成16年10月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降も助成あり 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額で、特定不妊治療費限度額15万円、男性不妊治療費限度額15万円
116	豊頃町	089-5313	中川郡豊頃町茂岩栄町107-19	福祉課健康係 (豊頃町保健センター)	015-574-3141	平成24年7月9日	100,000円/回、1年度2回まで、通算5年間
117	本別町	089-3334	中川郡本別町北6丁目11-4	総務担当	0156-22-2219	平成16年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円
118	足寄町	089-3797	足寄町北1条4丁目48-1	福祉課保健福祉室 保健推進担当	0156-25-2571	平成16年10月 (平成28年9月)	特定不妊治療に要した費用から北海道特定不妊治療助成事業により助成を受けた金額を控除した額に対して、1回の治療につき15万円(ただし、実施要綱第5に定めるC及びFの治療については7万5千円)を限度として助成する。また、男性不妊治療を行った場合は1回の治療につき道の助成金を控除し15万円を限度に助成する(ただし実施要綱第5に定めるCの治療を除く。)
119	陸別町	089-4312	足寄郡陸別町字陸別東2条3丁目2番地	陸別町保健福祉センター 保健指導担当	0156-27-8001	H24年4月1日 (H28年4月)	北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた方を対象に、1回の治療につき150,000円を限度とする。ただし、治療にかかる費用から、北海道が助成する額を差し引いた額が15万円に満たない場合はその額を助成する。年間助成回数は制限なし。通算助成回数は初回40歳未満は通算6回、初回43歳未満は通算3回。男性不妊治療を行った場合は、上記の他15万円までを助成する。
120	浦幌町	089-5621	十勝郡浦幌町字北町8番地1 浦幌町保健福祉センター	保健福祉課 保険予防係	015-576-5111	平成16年10月 (平成28年3月)	浦幌町に住所を有するご夫婦で、北海道特定不妊治療費助成事業該当で、治療を受けている方に助成します。
121	釧路市	085-8505	釧路市黒金町8丁目2番地 防災庁舎4階	こども保健部 健康推進課	0154-31-4524	平成26年4月 (平成28年1月20日)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:道の初回申請時の妻の年齢が40歳未満の場合は6回、40歳以上43歳未満の場合は3回 ※第2子以降は、通算助成回数にかかわらず、同様に助成 年数制限:なし 限度額:道の助成決定を受けた治療が対象、対象治療費から道の助成額を控除した額を対象とし、1回の助成額の上限は5万円、ただし治療方法C・Fの場合は上限2万5千円。 更に、特定不妊治療の一環として行われる「男性不妊治療」を合わせて行った場合、1回の治療につき5万円を上限として助成。(対象治療費から道の助成額を控除した額が対象)
122	厚岸町	088-1119	厚岸町住の江1丁目2番地	厚岸町保健福祉課 健康づくり係	0153-53-3333	平成28年6月	【対象となる要件】次の全てを満たすこと。「北海道の特定不妊治療費助成事業の助成決定通知を申請日において3か月以内に受けていること、ご夫婦で厚岸町に住居登録のある期間が1年以上であること、ご夫婦とも町税等の滞納がないこと」 【治療内容と助成額】保険適用外の特定不妊治療費から、北海道で決定された助成額を差し引いた実費のうち、治療1回につき治療内容(道とおなじ)により15万円もしくは7万5千円を上限とする。あわせて男性不妊治療(精子を採取)は1回につき15万円を上限とする。
123	標茶町	088-2311	川上郡標茶町開運4丁目2番地 標茶町ふれあい交流センター	保健福祉課健康推進係	015-485-1000	平成28年4月	北海道特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けた治療が対象 年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 助成回数:治療の対象となる子ども毎に初めて治療を受ける妻の年齢が40歳未満6回、40歳以上3回、男性不妊治療の助成回数は上記を上限 助成額:対象治療費から道の助成額を控除した額、上限額15万円、C・Fの治療上限額5万円、男性不妊治療上限額15万円
124	弟子屈町	088-3292	弟子屈町中央2丁目3番1号	弟子屈町役場 健康こども課 健康推進係	015-482-2935	平成28年	対象:夫婦のいずれかが弟子屈町内に1年以上住所を有する者で、特定不妊治療又は男性不妊治療の該当となる者にあつては北海道から同様の給付の決定を受けた者または受ける見込みの者 年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回 男性不妊治療は生涯1回 限度額:対象経費から道の助成額を控除した額とし、上限はいずれも15万円。北海道の助成額と同額までを支給する。 (治療費)北海道特定不妊治療費助成要綱に基づく助成額を控除した額で1回の治療に対する助成の額は15万円以内。(交通費)公共交通機関を利用した場合は、要した費用の1/2以内、自家用車利用した場合は利用した路程1キロメートルにつき30円を乗じた額の1/2以内。
125	鶴居村	085-1203	阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地	保健福祉課	0154-64-2116	平成20年6月 (平成28年4月)	・健康保険適用外の費用の全額助成。 ・年齢制限・回数制限・通算助成期間の制限なし。 ※ただし北海道特定不妊治療費助成事業に定める要件に該当する方は、対象費用から道の助成額を控除した額を助成。
126	白糠町	088-0392	白糠町西1条南1丁目1番地1	保健福祉部介護健康課	01547-2-2171	平成28年4月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限・回数制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 交通費:治療期間1回につき、上限5万円
127	根室市	087-8711	根室市常盤町2丁目27番地	市民福祉部保健課	0153-23-6111	平成26年4月	年齢制限・所得制限・回数制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 交通費:治療期間1回につき、上限5万円

## 特定不妊治療費助成事業実施状況調査【平成30年7月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容
128	別海町	086-0203	野付郡別海町別海西本町101番地	別海町民保健センター	0153-75-0359	平成20年4月 (平成29年4月)	道の助成決定を受けた治療が対象 特定不妊治療費 年間助成回数及び通算助成期間は限度なし 女性年齢は43歳未満までとする。 上限150,000円/回(ただし初回300,000円/回) 男子不妊治療費 特定不妊治療費のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合 初回のみ対象 上限150,000円/回 旅費 1万4千円2回まで助成する。 宿泊費5千円2泊を2回まで助成する。
129	中標津町	086-1047	標津郡中標津町東7条北3丁目3番地	中標津町保健センター 健康推進課 母子健康係	0153-72-2733	平成25年4月	北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた方 上限 50,000円/回
130	標津町	086-1631	標津郡標津町北1条西5丁目6番1-2号	保健福祉センター 子育て支援室	0153-82-1515	平成23年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:なし 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1年度10万円、通算50万円